

平成22年さいたま市議会12月(11月繰上げ)定例会提出議案一覧

合計40件(予算議案4件・条例議案10件・一般議案17件・道路議案2件・人事議案7件)

予算議案

議案第169号～議案第172号

(内容)

- ・平成22年度さいたま市一般会計補正予算(第4号)
- ・平成22年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- ・平成22年度さいたま市病院事業会計補正予算(第2号)
- ・平成22年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第1号)

条例議案

議案第173号 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

外国の地方公共団体の機関等に派遣する職員の給与の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 一般の派遣職員の給与に係る改正

- ・一律給料等の100分の70を支給している一般の派遣職員の給与について、人事委員会規則で定めるところにより、派遣先機関からの報酬が支給されないとき、又は報酬の額が低いと認められるときに限り、給料等の100分の100以内を支給することとするもの。

2 企業職員又は技能職員である給与の基準の改正

- ・企業職員又は技能職員の派遣職員である派遣期間中の給与の基準について、一般の派遣職員の給与に係る改正に伴い、必要な規定を追加するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第174号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

職員が勤務時間中に職員団体のための業務を行うことができる行為の特例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・時間外勤務代休時間の追加等
- ・職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる期間に時間外勤務代休時間を追加し、その他規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第175号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部給与課)

さいたま市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 平成22年12月に支給する期末手当の支給割合の引下げ
 - ・ 期末手当の支給割合を100分の165から100分の150とするもの。
- 2 平成23年度以後における期末手当の支給割合の配分変更
 - (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の145から100分の140とするもの。
 - (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の150から100分の155とするもの。

(施行期日) 平成22年12月1日 (2については、平成23年4月1日)

議案第176号 さいたま市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及びさいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部給与課)

さいたま市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を引き下げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 平成22年12月に支給する期末手当の支給割合の引下げ
 - ・ 市長等及び教育長の期末手当の支給割合を100分の165から100分の150とするもの。
- 2 平成23年度以後における期末手当の支給割合の配分変更
 - (1) 6月に支給する市長等及び教育長の期末手当の支給割合を100分の145から100分の140とするもの。
 - (2) 12月に支給する市長等及び教育長の期末手当の支給割合を100分の150から100分の155とするもの。

(施行期日) 平成22年12月1日 (2については、平成23年4月1日)

議案第177号 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部給与課)

現下の社会経済及び雇用の情勢並びに国及び他の政令指定都市の動向等を総合的に勘案し、市人事委員会の報告及び勧告を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 一般職の職員の給与改定
 - (1) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の引下げ
 - ア 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のように引き下げるもの。

	12月支給分			
	期末手当		勤勉手当	
	改正前	改正後	改正前	改正後

再任用以外の職員	一般職員	150/100	135/100	70/100	65/100
	特定管理職員	130/100	115/100	90/100	85/100
再任用職員	一般職員	85/100	80/100	35/100	30/100
	特定管理職員	75/100	70/100	45/100	40/100

イ 平成23年度以後の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分			
		期末手当		勤勉手当	
		改正前	改正後	改正前	改正後
再任用以外の職員	一般職員	125/100	122.5/100	70/100	67.5/100
	特定管理職員	105/100	102.5/100	90/100	87.5/100
再任用職員	一般職員	65/100		35/100	32.5/100
	特定管理職員	55/100		45/100	42.5/100

		12月支給分			
		期末手当		勤勉手当	
		改正前	改正後	改正前	改正後
再任用以外の職員	一般職員	135/100	137.5/100	65/100	67.5/100
	特定管理職員	115/100	117.5/100	85/100	87.5/100
再任用職員	一般職員	80/100		30/100	32.5/100
	特定管理職員	70/100		40/100	42.5/100

(2) 55歳を超える職員の給与の減額措置

- ・ 当分の間、55歳を超える職員のうち、行政職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の職務の級が5級以上の職員(再任用職員を除く。)について、給料月額、地域手当、期末手当、勤勉手当等からその1.5パーセント相当額を減額するもの。

(3) 給料表の改定

- ・ おおむね40歳以上の職員の給料月額の引下げを行うため、給料表(医療職給料表(1)を除く。)の改定を行うもの。

(4) 時間外勤務手当の算定対象の見直し

- ・ 1月60時間を超える時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日等に勤務した時間を含めるため、当該日曜日等における勤務を除く規定を削除するもの。

2 給与構造改革時の経過措置に係る改正

- ・ 現給保障措置に係る改正

- ・ 給与構造改革時の現給保障として、1(2)により減ずる額及び(3)による改定後の給料月額との権衡を考慮した額を支給するもの。

3 特定任期付職員の給与改定

(1) 給料表の改定

- ・ 特定任期付職員の給料月額の引下げを行うため、給料表の改定を行うもの。

(2) 期末手当の支給割合の引下げ

ア 平成22年12月に支給する期末手当の支給割合を、次のように引き下げるもの。

		12月支給分	
		改正前	改正後
特定任期付職員		165/100	150/100

イ 平成23年度以後の期末手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分		12月支給分	
		改正前	改正後	改正前	改正後
特定任期付職員		145/100	140/100	150/100	155/100

4 平成22年12月に支給する期末手当の特例

- ・ 本年4月からの民間給与との実質的な均衡を図るため、1(3)、2及び3(1)の対象となる職員について、その改定後の給料月額等で算定される期末手当の額から調整額を減じた額を支給することとするもの。

(施行期日) 平成22年12月1日(1(1)イ及び(4)並びに3(2)イについては、平成23年4月1日)

議案第178号 さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・消防局予防部査察指導課)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により屋外タンク貯蔵所に係る手数料の改定が行われたことを踏まえて、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 手数料の改定

- (1) 特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所について、当該貯蔵所に係る設置及び変更の許可の申請に対する審査、完成検査前検査、完成検査及び保安に関する検査における手数料額を一律9パーセント引き下げるもの。
- (2) 特定屋外タンク貯蔵所のうち浮き屋根式に係る手数料を追加するもの。

(施行期日) 平成23年1月1日

議案第179号 さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・教育委員会生涯学習総合センター)

さいたま市立領家公民館の改築及びさいたま市立尾間木公民館の移転に伴い、仮設建物において公民館を運営するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 公民館の位置の変更

- (1) さいたま市立領家公民館の位置について、「領家4丁目21番20号」を「領家4丁目13番14号」に改めるもの。
- (2) さいたま市立尾間木公民館の位置について、「大間木722番地」を「大間木749番地」に改めるもの。

(施行期日) 平成23年1月4日

議案第180号 さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・保健福祉局保健部高等看護学院)

看護師不足の解消を図りさいたま市立高等看護学院の学生の定員を増やすとともに、入学検定料及び授業料の改定等をするため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 定員の増員

区 分	現 行	改定後
総定員	105人	120人
各学年の定員	35人	40人

2 入学検定料の改定

区 分	現 行	改定後	改定率
入学検定料	3,300円	6,000円	81.82%

3 授業料の改定

区 分	現 行	改定後	改定率	
授業料	市内生	11,400円	13,000円	14.04%
	市外生	17,100円		23.98%

(施行期日) 平成23年4月1日等

議案第181号 さいたま市斎場及び火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

近年の火葬に要する経費及び近隣市の火葬場使用料の状況を踏まえ、市外居住者に対する火葬場使用料の改定等をするため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 火葬場使用料の見直し

(1) 浦和斎場及び大宮聖苑の市外居住者に対する使用料の改定

区 分	現 行	改定後	改定率
12歳以上	30,000円	56,000円	86.67%
12歳未満	15,000円	28,000円	86.67%
死産児	6,000円	11,000円	83.33%

(2) 現行の「汚物胞衣等」の区分の見直し

ア 「汚物胞衣等」の区分を「改葬」及び「身体の一部等」とした上で、新たに市外居住者の使用料を1キログラムにつき6,000円と規定するもの。

イ 市内居住者については7,000円、市外居住者については56,000円を上限とするもの。

(施行期日) 平成23年4月1日

議案第182号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

さいたま都市計画地区計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 適用区域の追加

- ・ 新たに都市計画決定された地区計画の区域のうち、次の地区整備計画区域を本条例の適用区域として追加するもの。

ア やつしま地区地区整備計画区域

イ 梅の郷地区地区整備計画区域

2 建ぺい率の最高限度に係る緩和規定の適用除外

- ・ 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地内にある建築物に対する建ぺい率の最高限度を緩和する規定は、やつしま地区地区整備計画区域内の建築物に適用しないこととするもの。

(施行期日) 平成23年1月1日

議案第183号 さいたま市立浦和別所小学校校舎改築(建築)工事請負契約について

(所管課所・教育委員会管理部学校施設課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立浦和別所小学校校舎改築（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
3億9,877万8,450円
- 4 契約の相手方
三ツ和・山崎特定共同企業体

議案第184号 さいたま市立さくら草特別支援学校新築（建築）工事請負契約について
(所管課所・教育委員会学校教育部指導2課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立さくら草特別支援学校新築（建築）工事
- 2 契約の方法
総合評価一般競争入札
- 3 契約金額
7億7,868万円
- 4 契約の相手方
田中・斎藤特定共同企業体

議案第185号 さいたま市立さくら草特別支援学校新築（機械設備）工事請負契約について
(所管課所・教育委員会学校教育部指導2課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立さくら草特別支援学校新築（機械設備）工事
- 2 契約の方法
総合評価一般競争入札
- 3 契約金額
2億8,402万5,000円
- 4 契約の相手方
泉屋・アステック特定共同企業体

議案第186号 指定管理者の指定について（さいたま市高齢者生きがい活動センター）
(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市高齢者生きがい活動センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内北区植竹町1丁目593番地1
- (2) 名称 さいたま市高齢者生きがい活動センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社団法人さいたま市シルバー人材センター
- (3) 代表者 理事長 桶本 佳一

3 指定する期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第187号 指定管理者の指定について(さいたま市はるの園)

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

さいたま市はるの園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内見沼区春野2丁目3番5号
- (2) 名称 さいたま市はるの園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第188号 指定管理者の指定について(さいたま市立仲本児童センター及びさいたま市老人福祉センター仲本荘)

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

さいたま市立仲本児童センター及びさいたま市老人福祉センター仲本荘の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内浦和区東仲町28番15号	さいたま市立仲本児童センター
	さいたま市老人福祉センター仲本荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成23年5月1日から平成26年3月31日まで

議案第189号 指定管理者の指定について(さいたま市立東宮下放課後児童クラブ)

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

さいたま市立東宮下放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内見沼区大字東宮下 2 1 5 番地 1
- (2) 名称 さいたま市立東宮下放課後児童クラブ

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町 1 丁目 2 1 3 番地 1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

議案第 190 号 指定管理者の指定について(さいたま市南浦和コミュニティセンター等)

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ課)

さいたま市南浦和コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内南区大谷場 2 丁目 6 番 2 5 号	さいたま市南浦和コミュニティセンター
市内中央区本町東 3 丁目 5 番 4 3 号	さいたま市与野本町コミュニティセンター
市内中央区上峰 2 丁目 3 番 5 号	さいたま市上峰コミュニティホール
市内中央区桜丘 2 丁目 6 番 2 8 号	さいたま市西与野コミュニティホール
市内中央区大字下落合 1 7 1 2 番地	さいたま市下落合コミュニティセンター
市内浦和区東高砂町 1 1 番 1 号	さいたま市浦和コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸 1 丁目 7 番 1 号
- (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第 191 号 指定管理者の指定について(さいたま市地域中核施設プラザイースト)

(所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課)

さいたま市地域中核施設プラザイーストの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内緑区大字中尾 1 4 4 0 番地 8
- (2) 名称 さいたま市地域中核施設プラザイースト

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸 1 丁目 7 番 1 号

(2) 名 称 財団法人さいたま市文化振興事業団

(3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第192号 指定管理者の指定について(さいたま市東大宮コミュニティセンター等)

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ課)

さいたま市東大宮コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内見沼区東大宮4丁目31番地1	さいたま市東大宮コミュニティセンター
市内見沼区大字大谷1210番地	さいたま市七里コミュニティセンター
市内北区吉野町2丁目195番地1	さいたま市宮原コミュニティセンター
市内見沼区染谷3丁目147番地1	さいたま市片柳コミュニティセンター

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号

(2) 名 称 財団法人さいたま市文化振興事業団

(3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第193号 指定管理者の指定について(さいたま市馬宮コミュニティセンター等)

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ課)

さいたま市馬宮コミュニティセンター等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内西区大字西遊馬533番地1	さいたま市馬宮コミュニティセンター
市内西区三橋6丁目642番地4	さいたま市西部文化センター
市内大宮区高鼻町2丁目292番地1	さいたま市高鼻コミュニティセンター
市内大宮区堀の内町1丁目577番地3	さいたま市大宮工房館

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号

(2) 名 称 財団法人さいたま市文化振興事業団

(3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第194号 指定管理者の指定について(さいたま市コミュニティセンターいわつき等)

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ課)

さいたま市コミュニティセンターいわつき等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内岩槻区本町1丁目10番7号	さいたま市コミュニティセンターいわつき
市内岩槻区本町3丁目1番1号	さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター
市内岩槻区東岩槻6丁目6番地	さいたま市ふれあいプラザいわつき
	老人憩いの家ふれあいプラザ

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第195号 指定管理者の指定について(さいたま市地域中核施設プラザウエスト)

(所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課)

さいたま市地域中核施設プラザウエストの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区道場4丁目3番1号
- (2) 名称 さいたま市地域中核施設プラザウエスト

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

3 指定する期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第196号 指定管理者の指定について(さいたま市市民活動サポートセンター)

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ課市民活動支援室)

さいたま市市民活動サポートセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内浦和区東高砂町11番1号
- (2) 名称 さいたま市市民活動サポートセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内浦和区東仲町12番12号ツインハイツ102号
- (2) 名称 特定非営利活動法人さいたまNPOセンター
- (3) 代表者 代表理事 中村 陽一

3 指定する期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第197号 埼玉県中央広域行政推進協議会の廃止について

(所管課所・政策局政策企画部企画調整課)

国の広域行政圏計画策定要綱が廃止されたこと等を踏まえ、平成23年3月31日をもって埼玉県中央広域行政推進協議会を廃止することについて、議決を求めるもの。

議案第198号 町の区域を変更することについて

(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業の工事の完了に伴い、換地処分後の整備された道路境界等に合わせて町の区域を変更するため、議決を求めるもの。

議案第199号 当せん金付証票の発売について

(所管課所・財政局財政部財政課)

平成23年度における当せん金付証票(宝くじ)を95億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

道路議案

議案第200号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	4路線	
開発	11路線	計15路線

議案第201号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	3路線	
開発	2路線	計5路線

人事議案

議案第202号～議案第208号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、議会の意見を求めるもの。